議案第１０３号

久喜市立保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立保育所保育料等徴収条例(平成27年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保育料の額」を「3歳未満児の保育料の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2　3歳児以上の保育料の額は、0円とする。

第11条中「第10条」を「前条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	19,500円	19,300円
市民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満の世帯	30,000円	29,600円
市民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満の世帯	44,500円	43,900円
市民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満の世帯	61,000円	60,100円
市民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯	80,000円	78,800円
市民税所得割課税額397,000円以上の世帯	104,000円	102,400円

別表第2備考中「別表第1の(2)及び(3)」を「別表」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の久喜市立保育所保育料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の

実施に係る保育料については、なお従前の例による。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料に関する規定について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。